

保険料(税)の計算方法

保険料(税)は、**医療分**、**支援金分**、**介護分**

ごとに、次のように計算されます。

保険料(税)の額

= ● 所得割額

世帯に属する被保険者個々の前年の所得に応じて計算される

+ ● 均等割額

世帯の被保険者数に応じて計算される

+ ● 資産割額

固定資産税の額に応じて計算される

+ ● 平等割額

一世帯あたりの額で計算される

※市町村によっては、資産割や平等割を課していない場合もあります。

● 保険料(税)を納める人は世帯主です

世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯の中にこくほ加入者がいれば、世帯主に納付義務があります。

● 正しい所得を申告しましょう

保険料(税)は前年の所得をもとに計算されます。所得の申告がないと、低所得世帯に対する保険料(税)の軽減や高額療養費の自己負担限度額の判定が正しくできない場合があります。

保険料(税)の軽減

●解雇や倒産などで離職した方に対する軽減

倒産、解雇、雇い止めなどで離職された方(非自発的失業者)の保険料(税)が、申請により軽減されます。

対象となるのは次のいずれにも該当するケースです

- ①平成21年3月31日以降に離職した
- ②離職時点で65歳未満である
- ③雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者であることが、雇用保険受給資格者証で確認できる

軽減の内容

離職日の翌日の属する月からその翌年度末まで(最大2年間)、対象となる方の前年の所得のうち「給与所得」を30/100として、保険料(税)の所得割額を計算します。

●低所得世帯に対する軽減

4月1日時点(年度の途中でその市区町村のこくほに加入した世帯は、その市区町村のこくほ加入者となった時点)で、下の表に当てはまる世帯は、保険料(税)の平等割額と均等割額が軽減されます。(申請は不要です。)

前年の所得(※1)が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)	7割
43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)	5割
43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)	2割

※1 ここでいう「前年の所得」には、世帯主がこくほ以外の健康保険に加入している場合でも、世帯主の所得を含みます。

※2 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

●未就学児に係る均等割額の軽減

当該年度において、未就学児(小学校入学前の子ども)である被保険者がいる場合は、その未就学児に係る均等割額が5割軽減されます。(申請は不要です。)

※所得割額、資産割額、平等割額については、軽減はありません。

●産前産後期間の保険料(税)免除

出産予定または出産した被保険者がいる場合は、出産(予定)月の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から出産(予定)月の翌々月までの期間の所得割額・均等割額が軽減されます。